

○奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の運用について

(昭和62年3月31日例規第20号)

[沿革] 昭和63年11月例規第41号、平成4年7月第40号、5年6月第29号、7年12月第74号、11年9月第41号、20年1月第3号、令和元年6月第29号、4年3月第2号改正

奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年3月奈良県警察本部訓令第9号）の運用については、次により行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

第1 制定の趣旨

日本国有鉄道が分割、民営化され、鉄道に係る公安維持の事務を都道府県警察が行うこととなったことに伴い鉄道警察隊を設置するとともに、その効率的な管理運営を期するため、鉄道警察隊の運営に関する訓令を制定したものである。

第2 要点

- 1 鉄道警察隊の任務について、鉄道施設における警ら、警戒警備、列車警乗及び事件事故発生時の初動措置をするものであることを規定した。（第3条）
- 2 隊員の勤務体制及び勤務方法を規定した。（第5条、第6条）
- 3 事件事故現場における指揮系統を明確にした。（第9条）
- 4 隊員が処理する事件事故等の処理範囲及び引継ぎの原則を明確にした。（第10条、第11条）
- 5 鉄道事業者等との連絡協調を規定した。（第14条）

第3 運用上の留意事項

1 任務及び活動（第3条関係）

(1) 職務執行区域

鉄道警察隊の職務執行区域は、奈良県下の西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の鉄道施設並びに列車警乗に伴う関係府県警察との協議区間とする。

(2) 定義

ア 第1号の「鉄道施設」とは、鉄道事業の用に供する施設をいい、駅構内、列車、線路、踏切、信号装置等の運転保安設備、駅前広場及び変電所等をいう。

イ 第2号の「重要な鉄道施設」とは、前記アに掲げる鉄道施設の中でも変電所及び運転保安設備等、損壊された場合に治安上重大な影響を与える鉄道施設をいう。

ウ 第3号の「鉄道施設における雑踏警備」とは、年末年始、行楽期又は祭礼等の行事のため駅構内及び駅周辺が多数の人手により混雑する場合に実施する雑

踏警備をいう。

エ 第4号の「列車への警乗」とは、列車内における各種犯罪の予防及び検挙、保護活動等の警察活動をいう。

オ 第5号の「現金その他物品の輸送の警備」とは、現金、美術品等貴重品の輸送の安全を図るために実施する輸送警備をいう

カ 第8号の「鉄道施設内で発生する犯罪」とは、鉄道施設内において発生し、又は、発生するおそれのある犯罪をいうが、鉄道営業法第29条及び第30条に規定する不正乗車を現認した場合は、同法第30条の2「鉄道ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス」の規定により、鉄道事業者に通報し、その措置をゆだねることとする。ただし、不正乗車の態様により、詐欺罪、有価証券偽造罪等に該当する場合は、現場の判断で検挙等の措置を講ずるものとする。

キ 第11号の「その他特に命じられた事項」とは、鉄道施設に関連する警衛、警護等の各種警戒警備活動で、警察本部長の命により従事するものをいう。

2 担当区域（第4条関係）

担当区域は、運行列車本数、駅数等を勘案して定めるものとする。

3 勤務制（第5条関係）

奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号）により定められる鉄道警察隊に勤務する職員の勤務制は、同訓令別表に定める4週8休制の毎日勤務となる。

4 勤務時間等（第6条関係）

第2項に規定する隊員の勤務方法は、次のとおりとする。

(1) 警乗 担当区域内の列車を対象に行う警乗勤務

(2) 警ら

ア 駅警ら 徒歩により、公衆が利用する駅施設及び駅構内に設置された重要な鉄道施設を対象に行う警ら勤務

イ 沿線警ら 徒歩又は無線自動車により、前記ア以外の鉄道施設を対象に行う警ら勤務

(3) 警戒

ア 立番 活動区域内の指定された場所において立番し、周囲の警戒に当たる勤務

イ 見張り 公かいに位置し、外部を警戒しながら来訪者の応接及び書類整理等に当たる勤務

5 勤務計画（第7条関係）

(1) 活動重点は、鉄道施設等における事件事故等のすう勢、発生予測、業務重点、主要行事等を勘案し、設定すること。

(2) 勤務計画は、治安情勢その他活動実態の変化に対応して随時補正すること。

6 現場指揮（第9条関係）

(1) 鉄道警察隊の幹部は、事件事故の現場においては、隊員の指揮統制を図るとともに、現場指揮者に積極的に協力すること。

(2) 事件事故の現場に出動した隊員は、当該事件事故の発生地を管轄する警察署長の指揮の下に、現場で活躍する警察官等と相互に協力して適正かつ円滑な事案処理に努めること。

7 事件等の処理範囲（第10条関係）

(1) 鉄道警察隊が、現認、認知して処理する事件事故等の取扱いは、初動措置とこれに関連する報告、連絡その他必要なものを基本とした。

(2) 鉄道警察隊が処理することができる事件の処理範囲については、実況見分調書、供述調書等送致に必要な司法書類の作成までとする。

8 事件事故等の引継ぎ（第11条関係）

事件事故等の引継ぎは、隊員が事件事故の初動的措置を行った上、管轄警察署長に引き継ぐものとする。

なお、引継ぎ事案が管轄警察署において何らかの措置を必要とする場合には、次により措置する。

(1) 被疑者を逮捕した場合は、逮捕手続書、差押（領置）調書、被害届等の捜査書類を作成し、犯罪捜査規範第42条及び第78条第2項に定める被疑者引渡書（事件引継書）により検挙地を管轄する警察署長に引継ぎをする。ただし、重要事件（緊急配備事件を含む。）等の被疑者を検挙したときは、発生地を管轄する警察署長に引き継ぐこと。

(2) 保護を要する者を保護したときは、保護カード（奈良県警察における保護の取扱いに関する訓令（令和元年6月奈良県警察本部訓令第19号）別記様式第1号）を作成し、保護した場所を管轄する警察署長に引き継ぐ。

(3) 非行少年、要保護少年については、身柄を関係警類とともに認知場所を管轄する警察署長に引き継ぐ。不良行為少年は、現場補導を行い、補導票を作成し、補導票のみ本部少年課へ送付する。

(4) 駅構内、列車内、駅舎等において遺失又は拾得物の届出があったときは、奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月奈良県警察本部訓令第26号）に基づいて処理し、引き継ぐ。

(5) 隊員が、日常勤務を通じて入手した犯罪情報等は、注意申報として隊長に報告し、管轄警察署長に引き継ぐ必要があるものは、これを移送する。

9 警察署長等との連携（第12条関係）

鉄道警察隊は、本部の執行隊として、警察署の管轄責任を補完又は支援するものであることから、鉄道施設に係る治安維持に当たっては、特に相互に連携を密にして効率的な警察活動に努めなければならない。

10 関係府県警察との連携（第13条関係）

(1) 隊長は、関係府県警察の鉄道警察隊長と連携を図るため、連絡主任者を指定すること。

(2) 連絡主任者は、事件事故等の発生時における相互の連絡及び協力の方法、警乗警察官に対する休憩施設、拳銃保管庫の提供等の便宜供与等について、関係府県警察の鉄道警察隊の連絡主任者との間で緊密な連携に努めること。

11 鉄道事業者等との連絡協調（第14条関係）

隊長は、鉄道事業者等との連絡協調を図るため、次のことについて連絡会議等を開催することにより連携の強化に努めなければならない。

(1) 鉄道施設及び鉄道運輸の実態等に関する資料及び情報の収集

(2) 重大な事件事故等の発生時の相互の連絡方法及び鉄道事業者が採るべき措置

(3) 鉄道施設内の公安を維持するために必要な資料及び情報の提供

12 教養訓練（第17条関係）

隊長は、隊員に対し次に掲げる教養訓練を行うものとする。

(1) 鉄道施設、鉄道事業等鉄道に関する専門的知識及び技能の習熟

(2) 重要（大）事件事故の発生時における現場活動要領

(3) 職務質問及び容疑者の取り調べ並びに被疑者、参考人からの事件情報の聴取要領等捜査活動に必要な知識及び技術の向上

13 報告（第18条関係）

隊長が生活安全部長に対して行う勤務計画及び活動状況結果についての報告期日は、次によること。

(1) 勤務計画は翌月のものを25日

(2) 活動状況は翌月5日